

# 補助金・融資あっせん制度があります

「下水道は利用したいけど、工事費が…」とためらっている方もいらっしゃるでしょう。市では排水設備工事を行う市民のみなさんの負担を少しでも軽くできればと「補助金制度」と「融資あっせん制度」を設けています。ぜひ、ご利用ください。



## ご利用できる方は

次の①～③のすべてに該当する方は、「補助金制度」または「融資あっせん制度」のどちらか一方をご利用いただくことができます。

- ① 下水道が使える区域の建物所有者または所有者の同意を得た方。
- ② 下水道が使えるようになった日(供用開始の日)から3年以内に、既設のくみ取り便所を水洗便所にされる方、または既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する方。(ただし、官公署及び家屋を新築される方を除きます。)
- ③ 市税及び受益者負担金を滞納されていない方。

### 補助金制度

排水設備工事を自己資金で(市の融資あっせん制度を利用しないで)行う方には補助金を交付します。

#### 補助金の額

- ① 供用開始の日から1年以内に下水道の使用を開始した場合  
**30,000円**
- ② 供用開始の日から1年を超え、3年以内に下水道の使用を開始した場合  
**15,000円**



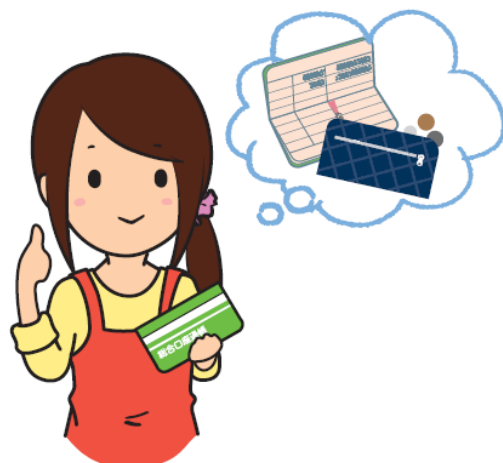
### 融資あっせん制度

工事費の借入を希望される方には、金融機関への融資あっせん書を発行します。また、みなさんに代わって市が利子を負担します。

融資工事対象	水洗化工事及び付帯工事 (給水工事・大工事など)
融資限度額	工事費の範囲内で 最高限度額120万円
返済方法	5年(60回)以内の 毎月元金均等償還
利子補給	① 供用開始の日から1年以内に下水道の使用を開始した場合は、利子の全額を補給します。(120万円まで無利子融資) ② 供用開始の日から1年を超え、3年以内に下水道の使用を開始した場合は、利子の半額を補給します。
取扱金融機関	荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、東北労働金庫の市内にある本・支店及びJA鶴岡本・支所、山形県漁協、JA庄内たがわ本・支所

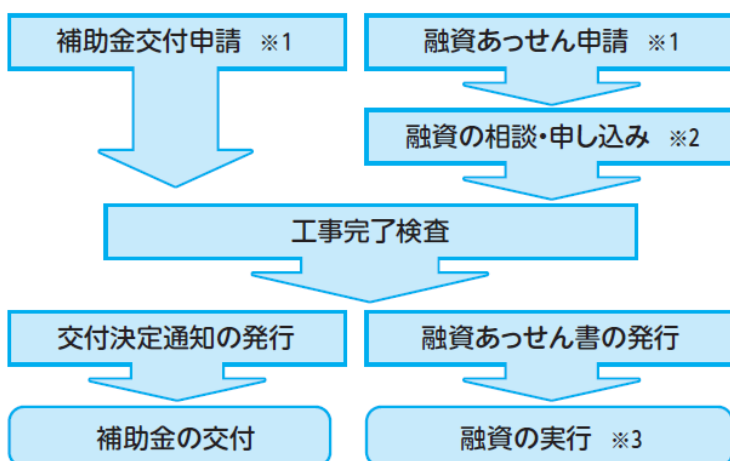
## 融資金の返済例

融 資 額	元金返済額	
	初 回	2~60回
50万円	10,300円	8,300円
60万円	10,000円	10,000円
70万円	15,600円	11,600円
80万円	15,300円	13,300円
90万円	15,000円	15,000円
100万円	20,600円	16,600円
110万円	20,300円	18,300円
120万円	20,000円	20,000円



## ご利用の手続きは

工事を施工する指定工事店に「補助金制度」と「融資あっせん制度」のどちらを利用するかを申し出てください。指定工事店が相談に応じ、必要な申請手続きを行います。



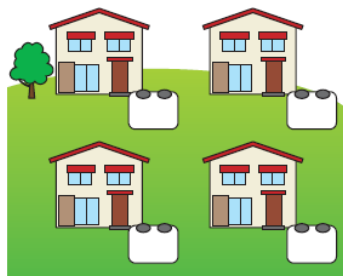
※1 申請書と納税証明書を提出してください。

※2 金融機関で融資の相談をしてください。提出書類については金融機関に確認してください。

※3 融資を受けたお金は、指定の口座に振り込まれます。

## アパートや賃貸のあつかいは

排水設備工事は、工事をを行う家屋の水道メーターごとに1件として申請されます。アパートや賃家等で水道メーターが複数ある場合、その数だけの工事件数が申請されることとなりますが、「補助金制度」及び「融資あっせん制度」は処理をする便槽(浄化槽)の数だけしか利用できませんのでご注意ください。



4戸それぞれにメーターがあり、それぞれに便槽(浄化槽)がある場合

**補助金または融資を4戸分利用できます。**



4戸それぞれに水道メーターはあるが、1つの便槽(浄化槽)を共同利用している場合

**補助金または融資は1戸分しか利用できません。**